

第2弾琴浦町持続化交付金

30,000千円【商工観光課】

1 事業目的

令和2年11月から全国的に新型コロナウイルスの感染者が増加しており、国においては緊急事態宣言の発出やGOTOトラベルキャンペーンの一時停止の措置が講じられている。町内においても、この第3波の影響で、町成人式の延期や事業者の忘・新年会が中止となっており、多くの事業者の経済活動に影響がでているところである。

年末年始の時期に苦戦されている町内事業者を支援するため、交付金を支給する。

2 交付要件・対象となる事業者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、

令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月の売上が前年同月比で20%以上減少していること。

次のすべてに該当する法人、個人事業者

- (1) 琴浦町内に本店、本社など主たる事業所を置いている中小・小規模事業者及び個人事業主
- (2) 令和2年1月以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する予定であること。
- (3) 町税を完納していること。

第1次産業の事業者は対象外

持続化給付金（国）、町持続化交付金（第1弾）、町飲食店等事業継続交付金との併用可能

3 交付額 一律 200千円（150事業者を想定）

4 予算額 30,000千円（財源：既存の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行残額からの組替え）

5 申請期限 令和3年3月15日（月）まで

【参考】

町内事業所アンケート（1月実施 約680事業所中、77事業所回答 回答率11.3%）

- ・ マイナス影響があったと答えた62事業者の年間売上平均減少率：21.7%
- ・ 飲食店、土産物関連業者やイベント広告業、リラクゼーションサロン等、幅広い業種に影響があった。

琴浦町持続化交付金（第1弾）申請実績（比較月：2月～5月）

- ・ 売上減少20～49% 66事業所
 - ・ 売上減少80%以上 46事業所
- 計：112事業所 総額：21,200千円